平成17年度包括外部監査の結果報告書

<第一テーマ> 「国民健康保険事業特別会計について」概要版

仙台市包括外部監査人 公認会計士 那 須 和 良

. 外部監査の概要

- 1. 特定の事件を選定した理由
- ▶ 国民健康保険事業特別会計の事業規模は平成16年度において684億円余りで、 平成12年度の事業規模に比べ1.33倍。
- → 一般会計からの特別会計への繰入金は平成16年度において 7,451 百万円余りで、 平成12年度の繰入金の 1.2 倍。
- > 保険料の収納率は他の政令指定都市と比べて低位に推移。
- ▶ 国民健康保険事業特別会計の事務遂行状況を点検することは、一般会計からの 繰入金を統制し並びに業務の準拠性、効率性、経済性を高める上で有用と判断。

. 外部監査の対象の概要

- 1. 国民健康保険制度の概要と問題点
- ▶ 国民健康保険は、国民健康保険法に基づくもので、いわゆる社会保険等の被用者保険に属さないすべての一般住民を対象。
- ➤ その構成員は自営業者や無職者、又会社等を退職してから被保険者となる高齢者。
- ▶ 高齢化の進行や長引〈経済の低迷による低所得者・無職者の増加などの社会経済 情勢の影響を受けやすい。
- ➢ 給付の増加と保険料徴収率の低迷によりその財政基盤は極めて脆弱。
- 2. 国民健康保険財政の仕組み
- ▶ 一般会計と分離した特別会計で経理。
- ▶ 国保には事業主負担の保険料が無い、低所得者層が多い、市町村の財政基盤が弱い、国の大幅な財政支援がある。
- ▶ 国保財政では、医療費等の支出に応じて収入を確保しなければならないため、運営が非常に難しいものとなっている。
- 3. 仙台市の国民健康保険事業特別会計の特徴
- (1) 歳入・歳出規模の年度別推移

年 度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
歳入規模(千円)	51,306	55,934	57,225	65,285	68,400
内一般会計繰入金(千円)	6,178	6,639	7,364	8,257	7,451

(2)加入世帯、被保険者等の年度別比較

(年度間平均)

区分		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
総世帯数	世帯	415,340	420,723	426,669	431,711	436,147
国保世帯数	世帯	136,873	145,219	153,635	162,026	169,468
世帯加入率	%	32.95	34.52	36.01	37.53	38.86
仙台市総人口	人	1,001,907	1,007,508	1,013,999	1,018,660	1,022,458
被保険者数合計	人	255,989	270,030	283,800	298,915	311,604
被保険者加入率合計	%	25.55	26.80	27.99	29.34	30.48

. 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1. 一般会計繰入金の推移について

一般会計繰入金(実績)の推移

(単位:百万円)

区分	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
四月	12牛皮	指数	り十反	指数	14牛皮	指数	13年度 指	指数	10年度	指数
保険料軽減負担分	2,004	100.0	2,231	111.3	2,447	122.1	2,660	132.7	2,896	144.5
保険者支援負担分	0		0		0		540		568	
事務費一般財源化	972	100.0	1,030	106.0	1,071	110.2	1,152	118.5	1,224	125.9
出産育児一時金2/3	270	100.0	291	107.8	310	114.8	314	116.3	289	107.0
財政安定化支援分	644	100.0	449	69.7	887	137.7	168	26.1	171	26.6
法定繰入計	3,890	100.0	4,001	102.9	4,715	121.2	4,834	124.3	5,148	132.3
地方単独事業	239	100.0	248	103.8	265	110.9	165	69.0	101	42.3
事務費超過分	102	100.0	100	98.0	197	193.1	202	198.0	208	203.9
調整交付金不足	1,341	100.0	1,393	103.9	1,489	111.0	1,393	103.9	1,046	78.0
出産育児一時金1/3					155		157		144	
葬祭費支給額					259		280		293	
その他	606		897		284		1,226		511	
法定外繰入計	2,288	100.0	2,638	115.3	2,649	115.8	3,423	149.6	2,303	100.7
合計	6,178	100.0	6,639	107.5	7,364	119.2	8,257	133.7	7,451	120.6

法定外繰入の調整交付金不足の中には、収納割合によるペナルティ減額負担分が次のとおり含まれている

(単位:百万円)

				,	,	
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
収納割合によるペナルティ						
減額率	7%	7%	7%	9%	9%	
減額金額	185	210	220	349	397	

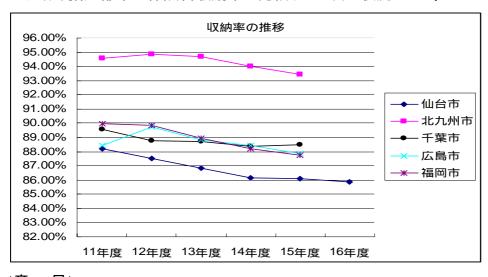
(意 見)

法定繰入は市負担分も含めて国の財政補填措置があり、原則として市の負担は無いとされている。

法定外繰入は、全額市の一般会計からの負担繰入によるものであり、それ故この部分の繰入の統制と圧縮については常に検討課題としていかなければならない。特に調整交付金査定における保険料収納割合によるペナルティ減額については拡大傾向にあり、保険料収納率向上について具体的改善策を早急に実現し、少しでも一般会計からの調整交付金不足負担を圧縮していく必要がある。

2. 保険料収納率の向上について

主な政令指定都市の保険料収納率を比較すると次の状況にある。



(意 見)

収納率が高いとされる北九州市と仙台市では、収納率に7ポイント以上の差異が認められる。収納率上位者が取っている徴収方式を研究して実施可能性を検討するとともに、次のような収納率向上の具体策についても早急な検討に着手する必要がある。

- 1. 口座振替納付割合の拡大
- 2. 納付書納付率のアップ
- 3. 徴収員制度の見直し
- 4. コンビニエンスストアでの納入取扱
- 3. 徴収員制度の活用について

(1)徴収員に対する報酬について

(指摘事項)

能率報酬については窓口納付への関わりなど、趣旨に副う運用を明確にする必要がある。

(意 見)

口座振替勧奨報酬のインセンティブを上げるよう報酬体系の見直しが必要である。

(2)徴収員の徴収額の差異について

(意 見)

徴収員の徴収額と報酬との比率には、最高11.5倍から最低3.5倍の格差が生じている。 目標設定などにより下位者の引き上げが必要である。

(3)徴収員制度の改廃について

(意 見)

平成16年度における徴収員による徴収額は 844 百万円、収納比率 3.61%程度。この制度による費用対効果をよく検討し、場合によっては民間の業者へのアウトソーシングを行なうことや、徴収員制度を廃止することも視野にいれ検討を行うべきである。

4. 保険料の徴収方式について

(意 見)

現在保険料の通知を4月の仮算定と8月の本算定の2段階方式で行っている。これを本算定に一本化することも検討する必要がある。

これにより 郵送料をはじめとする郵送事務のコストが半減する。 本算定による個別の説明、還付手続き等が大幅に減少する。 担当職員の作業時間を、滞納整理等に振り向けることが出来る。

5. レセプト審査体制について

(1)レセプトの点検方法について

(指摘事項)

区毎のレセプト点検で、区によりやり方に違いが見られ、過誤調整額にバラつきが生じている。効率的、効果的な方法を各区とも採用するよう指導し、審査結果の向上を図るように早急に措置する必要がある。

(2)レセプトの保管と実施場所について

(指摘事項)

鍵のかからない場所にレセプトを保管するなど不備があるので、個人情報保護の観点からも問題があり改善が必要である。

(意 見)

現在区毎に行っているレセプト点検を一箇所に集めて行うことを検討すべきである。これにより 個人情報保護の点、 点検員の配置、分担の機動性、 点検員の情報交換、 レセプトのまとめた管理、などにつきメリットが生じる。

6. 国民健康保険料納付組合補助金について

(指摘事項)

平成 16 年度において5 2 4の納付組合に対し、37 百万円余りの補助金が支払われている。補助金は組合の事務費補助であり、当該目的のために正しく使われているかについて、毎年検証を行う必要がある。

納付組合は10人以上で組織したものであることが要件とされているが、平成16年度末においては半数以上の283組合が10人未満となっている。

規則の取扱いに反する場合は、補助金の交付は取り止めるべきである。

(意 見)

現状の納付組合の実態は、滞納者の状況が把握できないので、補助金制度の目的にそぐわなくなっている。したがって、現在の制度は廃止して、より積極的に口座振替を促す方策を講じていくことがより望ましいといえる。

7. 区役所の窓口業務について

(1)戻り保険証の管理について

(指摘事項)

保険証は重要な個人情報を含み、身分証明書ともなる。よって郵送戻り保険証は鍵のかかるロッカーに保管し、又台帳による受払管理するなど、紛失等がないことを確認する手続を構築する必要がある。

(2)現金及び重要書類の管理について

(指摘事項)

一部の区役所において、16年度末日の現金出納簿の記載誤りが検出された。 この誤りは、現金残高について現物との照合手続を行っていれば、相違は容易に判明したものである。現金は毎日帳簿残高と照合すべきであり、照合後の承認を得る体制を講じるべきである。

(3)短期証の発行について

(指摘事項)

保険料の滞納状況に合わせて1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の短期被保険者証を交付しているが、3ヶ月証中心の発行となっており要綱どおりの発行状況にはなっていない。現状に合わない面もあるので、要綱見直しの上、事務処理を進める必要がある。

(4) 資格証明書の交付について

(指摘事項)

1年以上保険料の滞納が続くと、ペナルティの趣旨から資格証明書を交付する。 負担能力がありながら一年以上も保険料を納付していない者に対して、資格証明書で はなく短期証で対応するケースがあるが、そのように資格証明書の発行要件を緩和す る理由はない。一年以上保険料を滞納している者に対しては、保険証の返還を求める 手続を開始すべきである。

(5)保険料の軽減制度について

(意 見)

所得により7割、5割、2割の保険料軽減制度がある。7割、5割軽減については市で把握する住民税により裁定処理で行うが、2割軽減についてのみ国の通知で申請主義が取られ事務処理を煩雑なものにしている。国に対して2割軽減も市の裁定で行えるよう改訂措置を強く求めてゆくべきである。

(6)国保とそれ以外の医療保険の二重加入の防止について

(意 見)

国保加入者が雇用者保険の社会保険等に加入すると、二重に加入し続ける場合がある。二重加入防止のため、社会保険取得データの提供を社会保険事務所に強く求めてゆくべきである。

(7)本庁による内部監査について

(意 見)

本庁の職員が内部監査の立場から区役所等に出向き、現場の実態把握、現場への助言や指導、改善事項の優先順位の決定、現場へのフィードバックなどを行い、業務効率の向上によるコストダウンに繋げることを考えていくべきである。

8. 総括意見

(意 見)

国民健康保険制度は、国民健康保険法に基づく国の制度として市区町村が実施する

という位置づけにあることから、対応する市区町村は国の敷いたレールを走るのがその立場、として運営することとなるが、その中には事業実施者側の裁量により問題点の改善に対処しうる部分があることも確かである。事業を運営する保険者として裁量行使できる部分を明確に切り分け、その部分に対しては経済性、効率性を求めて体制整備をはかり、積極的に対応することが必要と考えられる。その際これまで提示した(指摘事項)や(意見)を参考として改善行動を起こすことが望まれる。

以上